

# 公開会社へ適用される企業統治 に関する政令

2017年6月



---

# Contents

---

公開会社へ適用される企業統治に関する2017年6月6日付け政令Decree 71/2017/ND-CP (“Decree 71”)が発行されました。施行日は2017年8月1日です。公開会社へ適用される企業統治を規定する2012年7月26日付け財政省Circular 121/2012/TT-BTCは、Decree 71の施行日から廃止されます。

重要と思われる幾つかの事項について、以下の通り概要をご案内申し上げます。

1. 企業統治に関する社内規定
2. 株主の権利および義務
3. 取締役会
4. 企業統治責任者
5. 監査役会および監査役
6. 利益相反の防止
7. 社長の所得に関する情報公表

但し、取締役会会長は同じ公開会社の社長を兼任できない旨の第12条第2項についてはDecree 71の施行日から3年後に施行、そして、公開会社の取締役会構成員は同時に5社を超える他の会社の取締役会構成員になることはできない旨の第12条第3項についてはDecree 71の施行日から2年後に施行されることにご留意下さい。

## 1. 企業統治に関する社内規定

- 公開会社の取締役会は、企業統治に関する社内規定を策定し、株主総会に上程します。
- 同政令によれば、公開会社が企業統治に関する社内規定を策定する際の参考となる雛形に関するガイダンスを財政省が発行します。

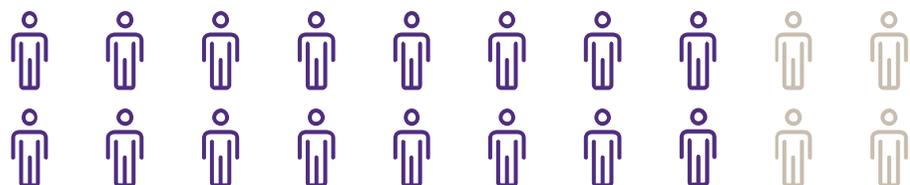


## 2. 株主の権利および義務

- 法令の規定に従い会社が公表する定期情報および不定期情報への十分なアクセスの権利。
- 法令の規定または会社定款に違反して決定された株主総会の決定、あるいは、法令の規定または会社定款に違反して承認された取締役会の決定が会社に損害を与えた場合、株主は、企業法の規定に基づいて、当該決定の取消し、または、停止を要請する権利を持ちます。
- 大株主には、情報公開の義務があり、自らの有利な立場を悪用して法令の規定および会社定款に基づく会社および他株主の権利・利益に悪影響を与えることが禁止されています。

### 3. 取締役会

- 公開会社の取締役会構成員数は最低3名で、最大11名です。取締役会の構造は、法律、財務、会社の事業活動分野に関する各々の知識および経験を持つ構成員のバランスを保ち、男女の要素も考慮する必要があります。
- 取締役会構成員は、会社の株主である必要はありません。
- 取締役会会長は、同じ公開会社の社長を兼任することはできません。
- 公開会社の取締役会構成員は、同時に5社を超える他の会社の取締役会構成員になることはできません。
- 取締役会構成員数の少なくとも3分の1は、無任所の取締役(社長、チーフアカウント、定款が定めるその他経営担当の肩書きを持たない取締役)である必要があります。
- 独立取締役：
  - 企業法第134条第1項bが定める形態によって活動する未上場公開会社の場合、取締役会構成員数の少なくとも5分の1を、企業法第151条第2項が規定する独立取締役とする必要があります。公開会社の取締役会構成員数が5名より少ない場合、少なくとも1名の独立取締役を置く必要があります。
  - 上場公開会社の取締役会は、全構成員数の少なくとも3分の1を独立取締役とする必要があります。
- 取締役会構成員は、株主総会の合意を得た後、会社から役員賠償責任保険を購入してもらうことができます。この保険には、法律や会社定款の違反に関連する取締役会構成員の責任に対する保険は含まれません。



1/5

取締役会構成員数の少なくとも5分の1

## 4. 企業統治責任者

- 上場会社の取締役会は、企業統治責任者の職務を務める者を少なくとも1名任命する必要があります。
- 企業統治責任者は、秘書役を兼務して、取締役会および取締役会会長による法律および会社定款の規定に基づく権限に属する義務の履行を補佐することができます。
- 企業統治責任者は、法律を熟知している者でなければなりません。また、企業統治責任者は、同時に、当該企業の財務諸表監査をしている独立監査法人に勤務することはできません。

## 5. 監査役会および監査役

- 監査役は、企業法および会社定款の規定に基づく基準および条件を満たす必要があり、かつ、以下の場合に該当してはいけません。
  - a) 会社の会計・財務部門で働く。
  - b) 過年度3年間の財務諸表監査を行った独立監査法人のパートナーまたはスタッフであること。
- 国家が定款資本の50%超を保有する上場会社および公開会社については、監査役は、監査人または会計士である必要があります。
- 監査役会の長は、専門職の会計士または監査人であり、会社では当該職務専任として勤務する必要があります。
- 監査役会は、年間で少なくとも2回会合を持つ必要があり、また、取締役会構成員、社長、および、独立監査法人の代表者に対して監査役会への参加そして監査役が関心を持つ問題に対する回答を要請する権利を持っています。

## 6.利益相反の防止

- 取締役会構成員は、当該構成員、または、当該構成員の関係者へ利益をもたらす取引については、企業法および会社定款の規定に基づいて議決をしてはなりません。
- 公開会社は、関係者が会社の活動へ介入して会社の利益に損害を与えることを防止するために、各種取引、売買、会社商品・サービスの価格の検査など必要な対策を講じます。
- 公開会社は、株主および関係者が、会社の資本、資産またはその他経営資源を失うような取引を実施することを防止するために必要な対策を講じます。
- 公開会社は、政令71が規定する例外の場合を除いて、個人株主および個人株主の関係者に対して貸出または保証をしてはいけません。

## 7.社長の所得に関する情報公表

- 社長およびその他経営担当者の給与は、会社の年次財務諸表において個別項目として開示される必要があります。また、定時株主総会へ報告する必要があります。

弊社Grant Thornton Vietnamは、ベトナムで約25年の経験を持っており、企業統治システムに関するコンサルティングやコンプライアンス・レビューなどのサービスを提供させて頂いております。何かご用命がございましたら、弊社の専門家までお問い合わせ頂ければ幸いです。

# Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

## Head Office in Hanoi

18<sup>th</sup> Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Ha Noi, Vietnam  
P +84 24 3850 1686  
F +84 24 3850 1688



**Hoang Khoi**

Tax Partner, Hanoi Office  
National Head of Tax  
D +84 24 3850 1618  
E Khoi.Hoang@vn.gt.com



**Nguyen Dinh Du**

Tax Partner, Hanoi Office  
D +84 24 3850 1620  
E Du.Nguyen@vn.gt.com



**Nguyen Hung Du**

Tax Partner, Ho Chi Minh City Office  
D +84 28 3910 9231  
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com



**Kaoru Okata**

Director – Japanese Desk, Hanoi Office  
D +84 24 3850 1680  
E Kaoru.Okata@vn.gt.com



**Pham Ngoc Long**

Tax Director, Hanoi Office  
D +84 24 3850 1684  
E Long.Pham@vn.gt.com



**Valerie – Teo Liang Tuan**

Tax Director, Ho Chi Minh City Office  
D +84 28 3910 9235  
E Valerie.Teo@vn.gt.com



**Tran Nguyen Mong Van**

Tax Director, Ho Chi Minh City Office  
D +84 28 3910 9233  
E MongVan.Tran@vn.gt.com



**Tran Hong My**

Tax Director, Ho Chi Minh City Office  
D +84 28 3910 9238  
E HMy.Tran@vn.gt.com



**Tomohiro Norioka**

Director – Japanese Desk, Ho Chi Minh City Office  
D +84 28 3910 9205  
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

ニュースレターのダウンロードは  
下記サイトへアクセス下さい。

[www.grantthornton.com.vn](http://www.grantthornton.com.vn)

## Ho Chi Minh City Office

14<sup>th</sup> Floor, Pearl Plaza  
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh, Vietnam  
P +84 28 3910 9100  
F +84 28 3914 9101

